

事業主 各位

大気社グループ健康保険組合  
理 事 長

## 令和 8 年度一般保険料率・介護保険料率について

令和 8 年 2 月 20 日開催の組合会において、令和 8 年度大気社グループ健康保険組合の料率は、一般保険料率が、74%から 65%へ引下げ、また令和 8 年度より子ども・子育て支援金率が承認されましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 1) 健康保険料率 65.000 の事業主と被保険者の負担割合は（51.65%と 48.35%）となります。

令和 8 年 3 月 1 日から適用

	事業主負担率 (51.65%)	被保険者負担率 (48.35%)	合 計 (100.00%)
①一般保険料（※1）	32.736/1000	30.644/1000	63.380/1000
②調整保険料（※2）	0.810/1000	0.810/1000	1.620/1000
<b>合計料率（①+②）</b>	<b>33.546/1000</b>	<b>31.454/1000</b>	<b>65.000/1000</b>

(※1) **一般保険料**健康保険組合を運営する財源となる保険料です。各種給付金や保健事業にかかる費用など事業を運営するための財源となります。

■基本保険料---医療の給付、保健事業などにあてられる保険料

■特定保険料---高齢者医療を支えるためにあてられる保険料

(※2) **調整保険料**全国の健康保険組合が共同で拠出している保険料で、高額な医療負担が発生した場合や、財政が窮迫した組合へ交付される交付金の財源となります。

### 2) 介護保険料率 18.000 の事業主と被保険者の負担割合は（50%と 50%）となります。

令和 8 年 3 月 1 日から適用

	事業主負担率 (50.00%)	被保険者負担率 (50.00%)	合 計 (100.00%)
介護保険料（※3）	9.000/1000	9.000/1000	18.000/1000

(※3) **介護保険料** 40 歳以上 65 歳未満の健康保険組合に加入する方（介護保険第 2 号被保険者）が保険料を支払います。保険料は健康保険組合が徴収する義務を負っているため、一般保険料とあわせて徴収します。

### 3) 子ども・子育て支援金保険料率 2.300 の事業主と被保険者の負担割合は（50%と 50%）となります。

令和 8 年 4 月 1 日から適用

	事業主負担率 (50.00%)	被保険者負担率 (50.00%)	合 計 (100.00%)
子ども・子育て支援金保険料（※4）	1.150/1000	1.150/1000	2.300/1000

(※4) **子ども・子育て支援金保険料**健康保険組合に加入する方全て（被保険者）が保険料を支払います。

保険料は健康保険組合が徴収する義務を負っているため、一般保険料・介護保険料とあわせて徴収します。

以上